

学校いじめ防止基本方針

有田市立有和中学校

令和6年4月1日作成

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び有田市いじめ防止等基本方針に基づき、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 本校のいじめ問題に対する基本理念

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そこで、本校では、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも、起こりうる」ことを念頭におき、以下の目的のもと、いじめの防止等のための対策を進めていく。

- （1）いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- （2）全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- （3）いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、有田市、有田市教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 校内いじめ対策組織について

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うための中核となり取組を進める。

- （1）名 称 いじめ対策委員会（校内組織＝生徒指導部会、主任者会）
- （2）構 成 員 ◎校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・各学年主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

- (3) 会議開催 毎週2回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 役割
- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
 - ② 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画（いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、校内研修等の取組）の作成・実行・検証・修正を行う
 - ③ いじめの早期発見のため、相談・通報窓口
 - ④ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
 - ⑤ 学校のいじめに係る状況及び対策について、家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携協働による取組の推進
 - ⑥ 学校のいじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、被害生徒に対する支援。加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 生徒同士が互いに認め合い、誰もが安心して豊かに生活できる学級づくり・学校づくりを進める。
- ② 生徒の活動や努力を認め、生徒が自分を価値ある存在と認め大切に思う「自尊感情」を感じられる「心の居場所づくり」を進める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ 指導方法の工夫・改善に取り組み、生徒同士がつながり、一人ひとりが活躍できる場を意識した授業づくりを進める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① いじめアンケートや学校生活アンケート、教育相談を定期的に実施（月1回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ HyperQ-Uアンケート（年2回）を実施し、結果を分析し、児童の実態把握に努める。
- ④ 自分ログを活用し、生徒と教師の関係づくりや心理状態の把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の

安全を確保する。また、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。
- ⑦ 相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないと説明し、観衆、傍観者となっていた生徒に相談、通報の正当性を意識させ、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないものである。いじめの解消については、少なくとも次の２点が満たされている必要がある。また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること。

いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月継続していることを目安とするが、いじめ被害の重大性や状況を踏まえ、目安に関わらず、その期間を改めて設定し、継続して注視していく。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

児童生徒及び保護者に対し、面談等を通じて、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認する。

(４) インターネット上のいじめへの対応と対策

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、当該の問題箇所を確認し、いじめの可能性がある場合においては、他のいじめと同様、教職員は一人で事案に対処するのではなく、速やかに関係職員に報告する。さらに組織として速やかに関係生徒から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無の確認を行うなどの確に対処する。また、いじめ対策委員会で具体的な対策などを示し、いじめ対策委員会が中心となって、この問題の解決を図る。書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、関係機関と連携して対応する。
- ② インターネットの利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。また、保護者に対して、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。必要な

啓蒙活動として、外部講師を招き、情報モラル研修会等を行う。

4 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは、速やかに有田市教育委員会に報告をし、文部科学省で定めている重大事態フロー図をもとに適切な対応を行う。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対応を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や学校評価アンケート等を実施し「いじめ対策委員会」でいじめに関する取組の検証、見直しを行い、その結果を指導の改善に生かす。